

都道 県別	林		野			保安林					全林野 面積に 対する %
	全面積	国有林	%	民有林	%	全面積	国有林	%	民有林	%	
島根	519,670	26,527	5.1	493,143	94.9	(14,612) 10,536	(16) 46	0.4	(14,596) 10,490	99.6	2.0
岡山	444,880	34,103	7.7	410,777	92.3	(58,453) 75,889	(37) 2,411	3.2	(58,416) 73,488	89.6	17.1
広島	393,228	39,965	10.3	353,263	89.8	(19,811) 22,836	(82) 4,998	21.9	(19,729) 17,838	78.1	5.8
山口	399,309	6,990	1.8	392,319	98.2	(10,407) 14,994	(21) 232	1.6	(10,386) 14,762	98.4	3.8
徳島	302,806	4,594	1.5	298,212	98.5	(10,093) 15,680	(155) 12	0.1	(9,938) 15,668	99.9	5.2
香川	89,180	9,567	10.7	79,613	89.3	(8,539) 10,963	(20) 980	8.9	(8,519) 9,983	91.1	12.3
愛媛	407,371	38,700	9.5	368,671	90.5	(454) 24,968	(17) 1,706	6.8	(437) 23,262	93.2	6.1
高知	576,701	124,088	21.5	452,613	78.5	(9,361) 17,075	(39) 4,705	27.6	(9,322) 12,370	72.4	2.9
福岡	237,576	62,597	26.4	174,979	73.6	(6,265) 9,900	(168) 6,041	61.0	(6,097) 3,859	39.0	4.2
佐賀	128,328	21,797	17.0	106,531	83.0	(280) 2,477	(18) 1,961	79.2	(525) 516	20.8	1.9
長崎	262,075	28,476	10.9	233,599	89.1	(1,233) 7,396	(170) 4,730	63.9	(1,063) 2,666	36.1	2.8
熊本	519,279	71,021	13.7	448,258	86.3	(643) 8,537	(19) 1,677	19.6	(624) 6,860	80.4	1.6
大分	447,189	47,543	10.6	399,646	89.4	(383) 11,731	(23) 862	7.4	(360) 10,869	92.6	2.6
宮崎	577,644	176,021	30.5	401,623	69.5	(301) 6,527	(118) 2,973	45.5	(183) 3,554	54.5	1.1
鹿児島	475,007	158,524	33.4	316,483	66.6	(6,839) 1,184	(552) 3,524	31.5	(6,287) 7,660	68.5	2.4
合計	24,591,745	7,938,806	32.3	16,652,939	67.7	(401,371) 2,405,895	(8,296) 895,877	37.2	(393,075) 1,510,018	62.8	9.8

※ ( ) の中は箇所を表す

## 部分林制度をどう理解するか

九大農学部 塩谷勉

Tsutomu SHIOYA: How to understand the system of profit-sharing forest?

1. 国有林は国家企業として、その他の公私の企業体と並んで、林業の経営と生産を担当しているし、そのような性格は戦後益々明瞭になつてきた。併し又国家がその林野所有を通じて、林業政策の一面を遂行していることは事実である。例えば今次保安林の買上の如き然りであるが、部分林という制度も国有林のこの

種機能の一であつて、経済性が原則になる企業としての国有林業の中に、部分林が入る余地は少くとも現在では無い。部分林制度は、旧藩時代を持出さなくとも、国有林業というものの輪廓が出来上る以前から(明治11年の部分木付條例など)既に在つたことからも首肯してよい。

もつとも、国有林は國家企業そのものであり、それ以外の何物でもない。即ち林業政策の一面遂行ではなく、唯林業政策乃至一般國策と矛盾せぬよう、一般私企業の場合以上の調整が必要なので、部分林制度もその一つだという説明はある。それは解釈の仕方の相違で、どちらでも差支えない。併し、国有林は一國營企業として飽まで営利性を追求しておるのであつて、部分林も地主的採算から出たものである。換言すれば自分が作るより人に作らした方が得だからという説には、国有林の実態を聊か知つている者として承服し難い。よしんば結果としてその方が有利な場合が生じようとも、国有林がそれだけの経営計算学的検討を経ての策であるとは考えられない。

2. 部分林制度の性格なり目的なりについて、我々が従来教えられた（と理解する）処を要約すると、大体次の様になる。

部分林の目的は、①従来多くは所有の別にとらわれず行われていた民植の旧慣を尊重し、地元民との結び付を密にする。②地元民の造林意慾を満たし、緑化促進に貢献する。③地元の財政、地元民の経済にプラスしてやる。ことである。

即ちその性格は国有林の対地元施設の一である。従つて地元との関係を調整するという意味に於て、国有林経営上の都合もよくなるといえようが、本来国有林経営上積極的な必要性のための存在ではない。ただ国有林経営の初期に於て過渡的には、國營造林の手の廻らぬ所を、補わせる意味を持たされていたことはあるが、今はその必要も無い。

これと異つた理解の仕方は前からあつた（例えば、奈良正路氏入会権論）が、最近特に一部学者の間に強く主張される傾向がある。即ち、部分林は国有林経営自体のためのものであり、その規定からも運営からも、地元農民のための施設とは受取れない、というにある。その根拠は次の様である。

3. ①国有林はその成立過程に於て總有入会地の囲い込めやり、農民の生産手段を剝奪してしまつたので、農民の熾烈な山林欲求の緩和策として必要である。②民有林の過少と農業の存在を基盤とし、山林の

後れた諸關係を利用して、村民を造林にかり立てる。③封建的貢納關係を再現して高率地代を挙げ得る。この3つが前項にあげた3目的に相對する主張である。

この種の論者によれば、封建領主的性格を国有林が再編成強化し、徳川中末期からあつた部分林にも、明治以後旧い關係がそのまま温存されたものである。従つて封建的林野所有制の本質或はその継承された性格を分析せずしては部分林は十分に理解出来ないという。

従つて部分林における土地所有と経営の分離という事實も、いかにも進んだ關係の如く見えるが、決して資本主義的合理化とはいえない。造林者は経営者としての意慾を存分に利かすことは出来ず、地主である国有林に強く制肘される。その地代の如きも分收部合として一方的に定められてしまう。部分林は国有林の御都合によつて押付けられる經濟外的強制である。

この分收部合なるものも、農業に於て既に時代錯誤とされる刈分小作制に過ぎぬ（刈分小作も地主の経営参加程度大）。分收は純収益の分收でなく、粗収益或は粗收穫の分收である点に問題がある。これは利潤の成立を許さぬ、全剰余労働吸收の地代範圍である。

4. 以上の論旨は従來の林學關係者の考えと余りにも違いがある事に氣付かれるであろう。兩者の違いは結局イデオロギーの問題である。国有林と地元民という平面的なものを見るか、國家的林野所有と農民階級という立体的な考え方をするかによつて生ずるのである。後者の中には随分非現実性や歪曲とさえ思われる点もあるかも知れないが、併しこれも立派な學問的基礎に立つものである。認識不十分はあつてもよく見ると論理は一応立つている。

今の日本は、指導者層と目される人々の進歩的な論調と日々實際の政治や世の動きとの間に非常に大きな隔りがある。さればといつて隔りの大ききの故を以て、これを黙殺するような事があれば、林業關係者は時の流れから完全に取残されることも無いとはいえない。それぞれの立場における物の観方考え方もよく理解し、反省して行かねばならない。